



注意事項

- ① 「出生等に関する医師又は助産師の証明書」欄に証明を受けてください。
- ② 勤務を要しない日の届出書を添付してください。ただし、受給期間中に勤務体制に変更があった場合は、変更前と変更後の両方を添付してください。
- ③ 勤務できなくなった日からの出勤簿の写を添付してください。
- ④ 報酬支給額証明書を添付してください。
- ⑤ 出産手当金の支給期間において、報酬の全部または一部が支給されている場合は、報酬との調整があり、出産手当金の全部または一部の支給が停止されます。